

小麦製品を輸出する皆様へ

小麦の輸入時の関税相当量を免除する制度があります
輸出促進のため活用してみませんか

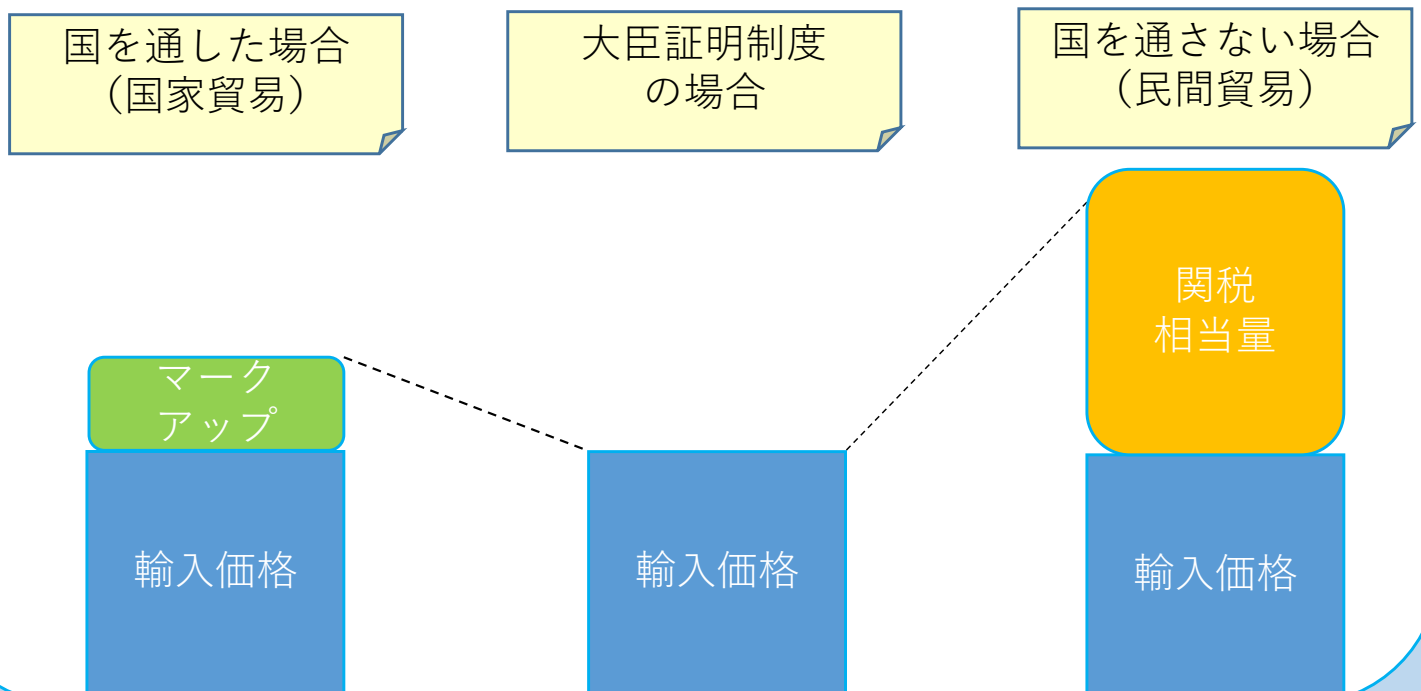
大臣証明制度とは

製粉企業から購入した小麦粉を原料とした小麦製品を輸出した場合に、農林水産大臣の証明書の発給を受けることにより、製粉企業が次に原料小麦を輸入する際の関税相当量が免除されますので、輸出のための原料小麦粉の調達が有利になります。

免除される関税相当量とは

- ・製粉企業は国を通して小麦を輸入する際、マークアップ（売買差額）を支払っており、これは小麦の国内生産の支援等に使われています。
- ・また、国を通さずに小麦を輸入する場合にはトン当たり55,000円の関税相当量を納めることになります。
- ・本制度を利用すれば、小麦粉や小麦製品を輸出した場合に、その製品に見合う数量の原料小麦の輸入に当たって関税相当量が免除されます。

○原料小麦の輸入



※ 関税相当量とは関税及び納付金

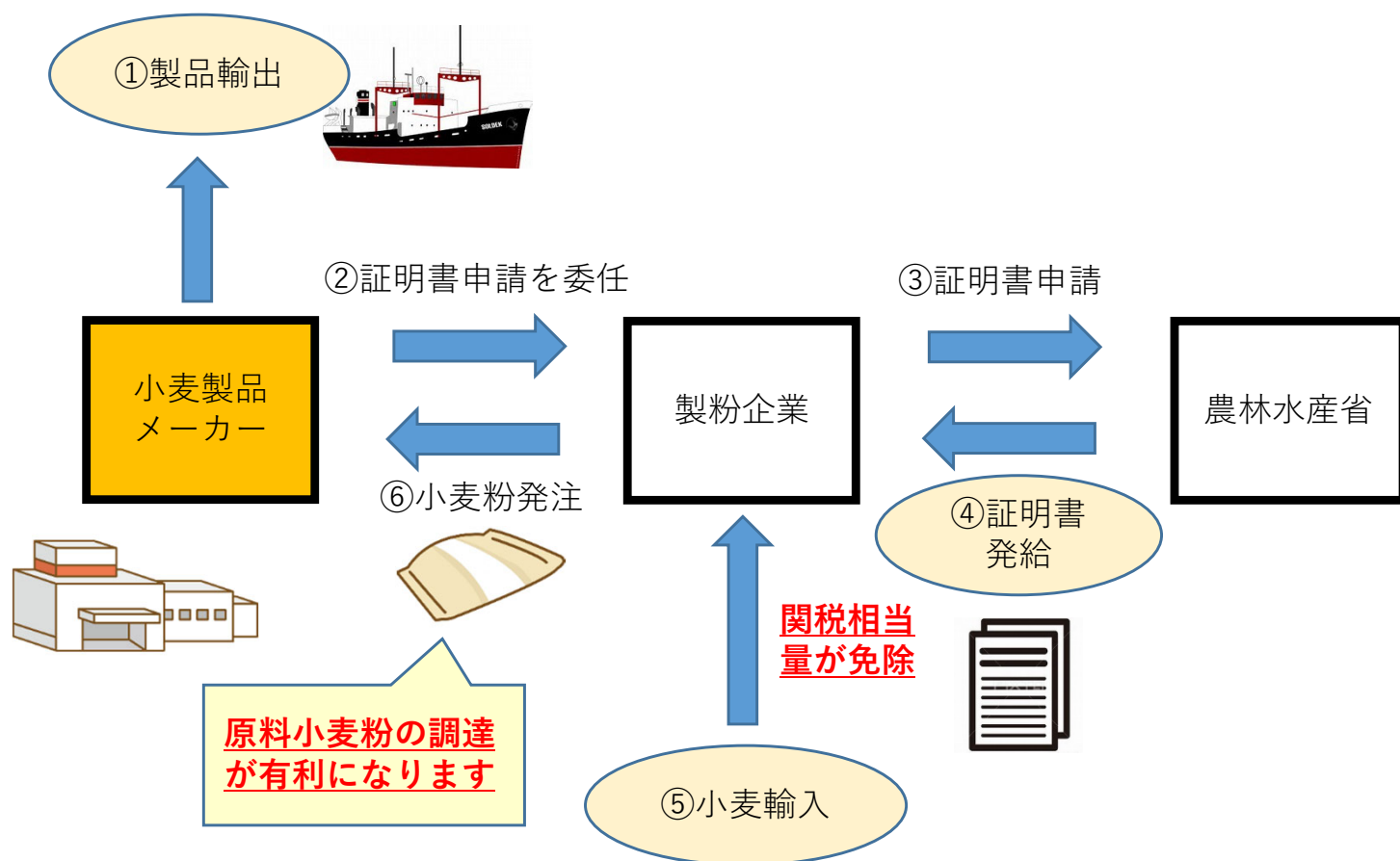
対象となる小麦製品とは

1. 以下の小麦製品は小麦粉の含有量にかかわらず対象となります。
小麦粉、小麦粉ミックス、小麦粉菓子種、小麦粉あられ、パスタ類、めん類、ビスケット類、パン類、パン粉、しょうゆ
2. 上記以外で小麦粉含有量が全重量の40%以上の小麦製品も対象となります。

小麦製品メーカーの3つの手続き

- ①小麦粉の発注先の製粉企業に証明申請を委任
(小麦を輸入している製粉企業が農林水産省へ証明書発給を申請する必要)
- ②輸出する小麦製品に見合う数量の輸入小麦を算定するため、小麦粉含有率を農林水産省へ報告
- ③輸出実績数量(輸出許可通知書の写し等)を農林水産省へ報告

フローチャート



まずはご相談ください



※手続き方法等の詳細はこちらまで
農林水産省農産局
貿易業務課麦類業務班
Tel:03-6744-1257